

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和元年10月15日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った、保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるといふものと解される。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、本件申請書により、紙おむつ代の購入費用として、購入に伴う送料・手数料を併せて申請したにもかかわらず、これらを不支給とされた。

請求人は、両膝変形性膝関節症であって、自立歩行不能であり、重いものを持つことは、担当医師より厳禁されている。また、介助者もいないため、配送を伴う購入でないと、紙おむつは購入不能である。

よって、本件処分は、違法、不当な処分であって、憲法13条及び25条に反するから、取り消されるべきである。

そして、2018年10月及び2019年10月の法改正及び制度改正により、生活保護受給者の生活が著しく困窮及び健康状態の

悪化する中、本件処分の取消しを求めるものである。

本件審査請求を、誠意をもって受理し、生活保護制度の改善に早急に取り組むよう、要請をする。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年 5月 8日	諮問
令和2年 7月27日	審議（第45回第1部会）
令和2年 8月24日	審議（第46回第1部会）
令和2年 8月26日	処分庁へ調査照会
令和2年 9月 9日	処分庁から回答を收受
令和2年 9月24日	審議（第47回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法8条1項の規定によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

- (2) 法 1 2 条の規定によれば、生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできないものに対して次の掲げる範囲内で行うとし、同 1 項において、「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」を規定している。
- (3) 法 2 4 条 3 項の規定によれば、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないものとし、同条 4 項は、3 項の書面には決定の理由を付さなければならないものとしている。そして、同条 9 項は、同条 1 項から 7 項までの規定を法 7 条に規定する者からの保護の変更の申請について準用するものと規定している。
- (4) 地方自治法 2 4 5 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 8 年 4 月 1 日付社発第 2 4 6 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 7 ・ 2 ・ (5) ・ ア ・ (カ)によれば、常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ等を必要とする場合、月額 2 0 , 8 0 0 円以内について、一般生活費（基準生活費）で認定するとしている。
- (5) 「生活保護問答集について」（平成 2 1 年 3 月 3 1 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問 7 - 4 2 ・ 答によれば、上記(4)の局長通知の紙おむつ代等の「等」とは、「布おむつ、貸おむつ、おむつの洗濯代のほか、おむつカバーや油紙等失禁防止のために必要なものいう」とされている。購入に伴う送料、手数料は、社会通念上、紙おむつ代等に準ずるものとは解されないから、この問答集の取扱いは、法の解釈・運用として合理的なものと認められる。
- 2 (1) これを、本件についてみると、処分庁は、請求人から、本件申請書が提出されたことから、法及び保護基準等並びに指定医療機

関から徴した請求人に係るおむつ要否意見書等に基づき、申請内容等を検討した結果、請求人の申請どおり、紙おむつ代（計16,177円）を扶助対象とし、別途、請求人から申請のあった令和元年9月分の医療移送費（計3,140円）とともに、請求人に対し、扶助することを決定し（本件処分）、本件処分通知書により、この旨通知したものと認められる。

そして、処分庁は、このほかに請求人から申請のあった、上記紙おむつ代に係る手数料・配送料（計1,328円）については、問答集に基づき扶助対象には含まれないものと判断し、これを支給しないとしていることが認められる。このことについて、当審査会は、行政不服審査法74条に基づき、処分庁に対し、局長通知第7・2・(5)・ア・(カ)の紙おむつ代の「等」の解釈について調査したところ、処分庁からは、東京都の生活保護担当部局に照会し、「等」とは、問答集問7-42・答にあるとおり、「布おむつ、貸おむつ、おむつの洗濯代のほか、おむつカバーや油紙等失禁防止のために必要な物」であって、手数料・送料は含まれないことを確認しているとの回答を得ている。

- (2) そうすると、本件処分は、上記1の法令の規定等に則って適正になされたものと認められ、違法、不当な点を認めることはできない。
- (3) ところで、本件処分通知書の保護変更の決定理由欄には、「9月分おむつ代・医療移送費」の外に「基準改定」との記載がなされているが、これは処分庁のシステムの処理上、令和元年10月における基準改定以外の理由による保護変更についても、印字されてしまっているためであることが認められる。これはいわゆる余事記載であり、本件処分の保護変更理由としては適切なものとは認められないが、これを瑕疵であるとしても、その程度は軽微であり、そのことをもって本件処分が違法又は不当となるとまでは認められない。

しかしながら、本件処分のように基準改定が理由ではない場合は、理由欄に記載されることのないよう早急に運用を改善して、理由付記の適切な運用を図るべきである。

3 請求人の主張について

請求人は第3のことから、本件処分の取消しを求めているが、本件処分が法令の規定に則った、適法な処分であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

なお、念のため、前回処分についてみると、上記1の法令等の規定及び本件改定後の保護基準に則って適正になされており、違算等も認められないことから、違法又は不当な点を認めることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

本件処分について、上記2及び3に述べた以外の点においても、違法又は不当があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹